資料2

令和8年度　第1回
近江八幡市
公共下水道事業審議会資料

・料金改定について

目次

●前年度のおさらい――――――――――――――――――3

前年度改定した経営戦略では、料金改定しなければ。財政目標を達成できない見込み。

●下水道事業の現状、料金改定の必要性――――6

前年予測より令和7年度決算が良化し、将来見込も改善したが、料金改定は依然必要。

●他市町との比較・動向――――――――――――11

近江八幡市の料金水準は県内平均に近い。また、料金改定を検討している市町も多い。

●料金改定の課題・検討事項 ――――――――――14

料金改定にあたって、今後、検討が必要な事項を提示。

●改定の方針――――――――――――――――――20

検討事項を踏まえて、料金改定の時期、回数に対する今後の方針を提示。

前年度のおさらい

要約：前年度に改定した経営戦略では、3年毎、3度に渡る＋7.7%の料金改定をしなければ、健全経営に必要な財政目標を達成できない見込であった。

前年度のおさらい

令和7年度審議会では主に、下水道事業経営戦略の改定について検討いただいた。

改定した経営戦略の主な内容は以下のとおり。

・下水道事業の経営は一般会計の繰入金に依存しており、保有資金も少ない現状。

・現行の料金水準は国基準よりも低く、料金改定しないと、令和14年度には赤字経営になる見込みとなった。

・健全経営を維持するため、財政目標を設定。

経常収支比率	内部留保資金	経費回収率
毎年度100%以上	令和17年度末で 公共9.5億円/農集0.2億円	令和17年度までに 公共100%/農集50.8%

・令和11、14、17年度にそれぞれ＋7.7%ずつ料金改定すれば上記目標を達成できる試算。

前年度のおさらい（つづき）

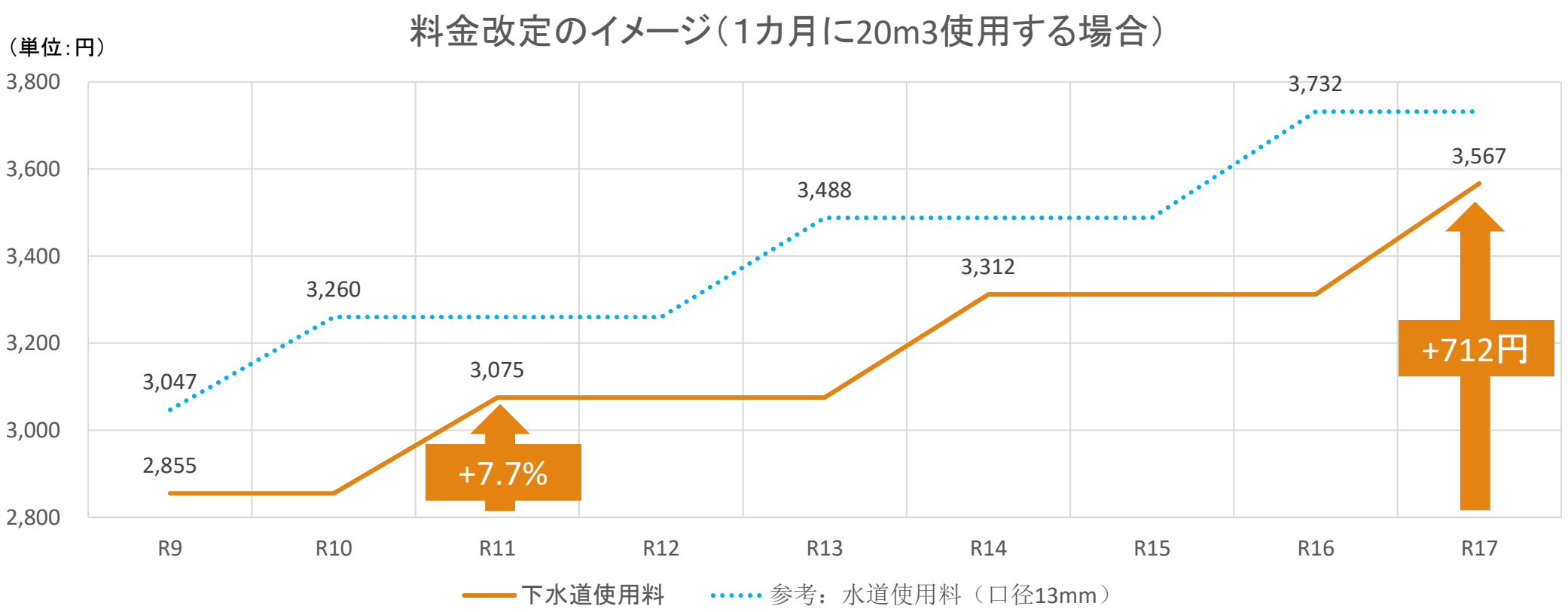

※ただし、料金改定の時期、改定率は財政目標の達成に必要な試算値で、決定事項ではない。→今年度審議

下水道事業の現状
料金改定の必要性

要約：見込より令和7年度決算が良化したため、将来見込みも改善したが、料金改定は依然必要。

令和7年度決算の結果

決算指標	R7決算	R6決算	基準	類似団体平均 R6公共の値	コメント
経常収支比率	104.8%	102.5%	100%以上	106.4%	100%以上のため黒字。ただし基準外繰入金が無い場合は98.3%（赤字）。
経費回収率	96.0%	96.6%	100%以上	98.0%	100%以下のため、使用料収入で汚水処理費用を賄えていない。
使用料単価	147.3円/㎥	147.7円/㎥	150円/㎥以上	156.5円/㎥	国基準150円を下回っており、不足分は基準外繰入金で補てんしている。
流動比率	33.9%	24.3%	100%以上	80.3%	100%を大幅に下回っており、資金繰りに大きなリスクがある。

※本市決算値は全て下水道事業全体（公共下水道+農業集落排水）の数値。

令和7年度決算の結果（つづき）

決算指標	R7決算	R6決算	基準	類似団体平均 R6公共の値	コメント
管きょ 老朽化率	0.0%	0.0%	―	3.24%	現在、耐用年数を超えて使用している管きょは無い。

- 決算は黒字で利益を上げているが、汚水処理に必要な経費を使用料収入で賄えておらず、一般会計からの基準外繰入金で補っている。
- 純利益91,101千円に対して、基準外繰入金は216,565千円にのぼり、一般会計の補助が無ければ、本来は赤字経営である。

投資・財政計画の更新結果

前年度作成した経営戦略の投資・財政計画に、令和7年度決算、令和8年度予算、最新の事業見通しを反映したものを作成。結果は以下のとおり。

決算指標	目標	料金改定しなかった場合		料金改定した場合	
		結果	達成	結果	達成
経常収支比率	100%以上	令和17年度：97.8%	×	毎年度100%以上	○
内部留保資金	公共9.5億 / 農集0.2億	公共4.9億 / 農集0.2億	△	公共10.9億円/農集0.3億円	○
経費回収率	公共100% / 農集50.8%	公共81.3% / 農集47.0%	×	公共100.2%/農集57.8%	○

いずれの目標も、料金改定しなかった場合は達成できなかった一方、公共下水道・農業集落排水とも、+7.2%ずつの改定をすると、目標を達成できるという状況になった。

ただし、この料金改定率は、あくまで目標達成に必要な最低限の水準であり、適切な資産維持費の水準等は考慮されていない。詳細な料率については、第2回審議会で、複数パターン提示して検討する。

参考：流域下水道負担金単価改定

本市公共下水道の汚水は、滋賀県が運営する湖南中部流域下水道で浄化処理しており、排出した汚水量に応じた負担金を滋賀県に支払っている。
前年度審議会でも報告していたが、湖南中部流域下水道は、近年の物価、人件費高騰の影響から負担金の単価を増額改定された。

改定率は、令和8年度に約20%、令和10年度に約10%と二段階で増額改定される。本市の　1年あたりの負担は、令和8年度は約67,000千円、令和10年度は約39,000千円程度増加する見込みである。
なお、この改定は令和12年度までに必要と見込まれる経費に対するもので、令和13年度以降の必要単価については、今後改めて検討される見込みである。

経営戦略の投資・財政計画では、令和13年度にさらに+10%の改定があるものと見込んでいる。

	令和7年度まで	令和8・9年度		令和10年度以降	
	単価	単価	改定率	単価	改定率
一般排水	47.2円/m3	56.6円/m3	+19.9%	62.1円/m3	+9.7%
特定排水	51.9円/m3	62.8円/m3	+21.0%	68.3円/m3	+8.8%

他市町との比較・動向

要約：県内で下水道料金の比較を行うと、近江八幡市は県内平均に近い。また、料金改定を検討している市町も多い。

県内の下水道使用料比較

1か月　20㎥使用時の県内下水道使用料

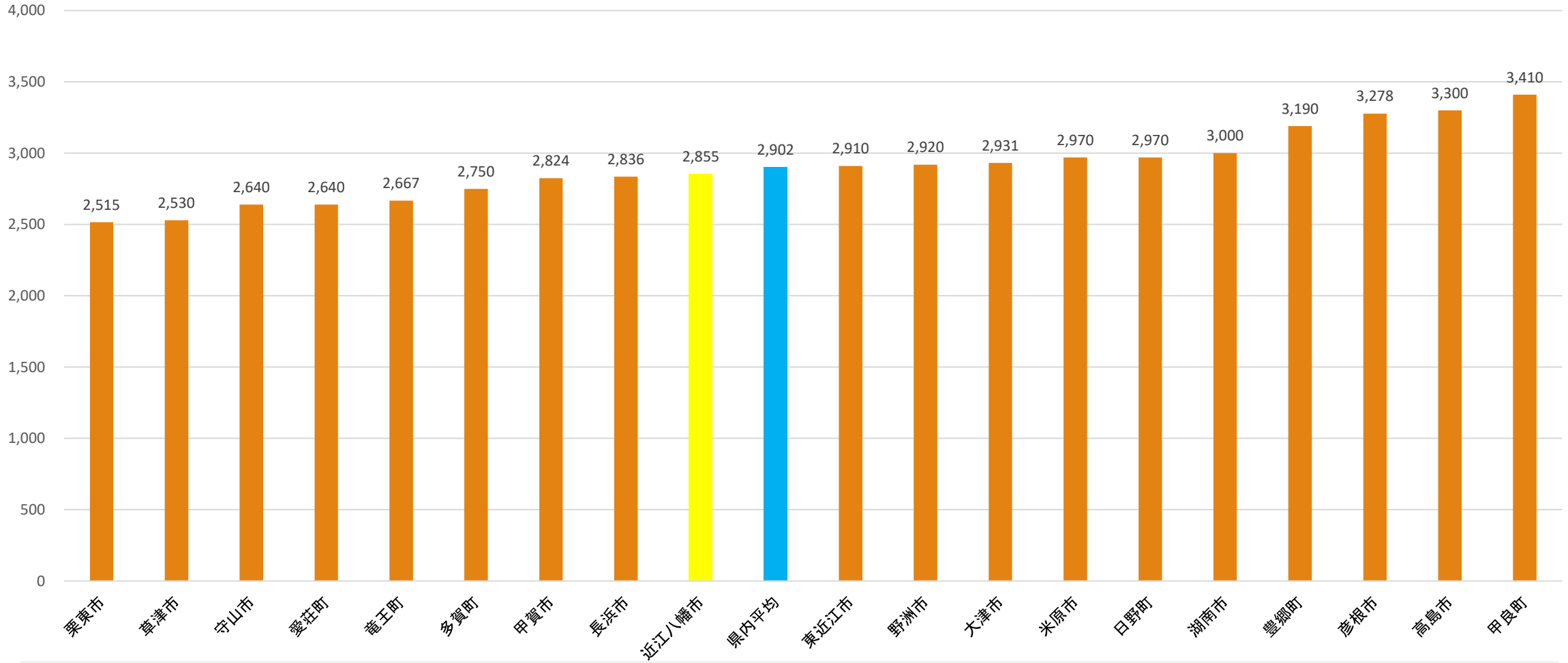

- 近江八幡市は、県内19市町の中で、上から11番目の水準である。
- 近江八幡市は県内平均と比較し、47円安い。

出典：各市町ホームページ（令和8年10月1日確認）

滋賀県内における下水道使用料改定の動向について

直近、下水道使用料改定を実施した団体

- R8.2.1　甲良町　：　基本料金を25%、従量料金を一律30円値上げ
- R8.4.1　彦根市　：　全体平均10%を値上げ
- R8.4.1　豊郷町　：　基本料金を約16%、従量料金を一律30円値上げ

今後、下水道使用料改定を予定している団体

- R9.4.1　米原市　：　全体平均10%値上げ
- R9.4.1　甲賀市　：　30%の値上げが必要とし、段階的に約15%値上げを検討中（2回目は令和12年予定）
- R9.4.1　東近江市　：　全体平均11%の値上げ（農業集落排水事業は55%値上げ）
- R9.4.1　愛荘町　：　全体平均15%値上げ

今後、下水道使用料改定の実施が予想される団体

- 湖南市　：　令和8年7月17日に料金改定について諮問
- 草津市　：　令和8年度の審議会にて令和10年度以降に値上げを検討

出典：各市町ホームページ（令和8年10月1日確認）

料金改定の課題・検討事項

要約：料金改定にあたって、今後、検討が必要な事項を提示。

①農業集落排水の料金体系、②沖島の料金格差、③基本水量のあり方、④基本料金・従量料金の設定

①農業集落排水の料金体系

本市の公共下水道は使用水量に応じて料金を算定する従量制であるのに対して、農業集落排水は世帯人数に基づいて料金を算定する定額制となっている。

定額制を維持するか検討が必要。もし従量制に変える場合、公共下水道と同一の料金体系にするか、料金の徴収方法をどうするか等も検討する必要がある。

本市 農業集落排水の使用料算定（1カ月当たり）

基本料金2,095円＋（加算料金524円×使用人数）

事業毎の経費回収率（令和7年度決算値）

下水道全体	公共下水道	農業集落排水
96.0%	96.7%	49.3%

県内農業集落排水の状況

市町名	料金体系	料金表
近江八幡市	定額制	公共と別
日野町	定額制	公共と別
東近江市	従量制	公共と別
甲賀市	従量制	公共と同一
高島市	従量制	公共と同一
米原市	従量制	公共と同一

②沖島地域と、沖島以外の料金格差

本市公共下水道の中でも、沖島と沖島以外で料金表が異なっている。

沖島は個別の浄化施設を備え、沖島以外とは汚水処理にかかる経費が異なるため、料金表も別に設定されている。これを維持するか、公共下水道全体で統一するか検討が必要。

沖島以外		沖島		比較
10m3　以下	1,414.60円	10m3　以下	1,650.00円	+16.6%
11m3　～　15m3	137.50円/m3	11m3　～　30m3	187.00円/m3	+36.0%
16m3　～　25m3	150.70円/m3	〃	〃	+24.1%
26m3　～　50m3	160.60円/m3	31m3　～　50m3	209.00円/m3	+30.1%
51m3　～　100m3	173.80円/m3	51m3　～　100m3	231.00円/m3	+32.9%
101m3　～　200m3	183.70円/m3	101m3　以上	253.00円/m3	+37.7%
201m3　以上	196.90円/m3	〃	〃	+28.5%

※1カ月あたりの金額（税込）

②つづき

沖島地域の方が、沖島以外より料金設定が高いものの、経費回収率は低く、沖島地域のみで32.2%、沖島以外のみで97.6%となっている。いずれも100%を割っており、料金収入で経費全体を賄えていないため、不足分を一般会計繰入金で補っている。

1カ月20m3使用した場合の料金比較

沖島以外	沖島	比較
2,855円	3,520円	＋23.3%

地域毎の経費回収率（令和7年度決算値）

公共下水道		
全体	沖島以外	沖島
96.7%	97.6%	32.2%

③基本水量のあり方

本市公共下水道では、1カ月当たりの使用量が10m3以下の場合、基本料金のみ負担し、従量料金は算定しない。この基本料金のみ負担の水量範囲を基本水量と呼ぶ。

基本水量を設定していることで、月の使用量が10m3でも、0m3でも負担が変わらないことになり、節水の効果が得られない、負担の公平性を欠くといった指摘もされている。本市も基本水量のあり方について検討が必要。

なお、基本水量を廃止しても基本料金の負担が無くなるのではない点に注意。

公益社団法人　日本下水道協会　作成「下水道使用料改定の基本的考え方について（令和6年2月7日）」より引用

『基本水量制は、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平性の観点から課題もあることから、漸進的に解消させていくことが望ましい。』

公共下水道1カ月当たりの料金表（沖島以外）		
基本水量	10m3　以下	1414.60円（基本料金）
従量部分	11m3　～　15m3	137.50円/m3
	～	～
	201m3　以上	196.90円/m3

現在、1カ月5m3使用する世帯の負担は1,414円（基本料金のみ）。
基本水量を廃止し、月10m3の世帯の負担が変わらないように1～10m3を100.00円/m3、基本料金を414円とした場合
5(m3)×100.00(円/m3)+414(円)≒914(円)となる。
※基本水量廃止後に負担が増減するかは料金設定の検討によります。

④基本料金・従量料金の設定

料金設定は、事業にかかる経費を賄えるだけの収入が見込めるものとしなければならない。そのため料金設定は、かかる費用から逆算して決定していく。費用の分類や、料金への反映について検討が必要。

また、従量料金は、累進度（使用量の増加に応じた加重負担）も検討が必要。

費用と料金の関係

使用料対象経費	需要家費	契約者数によって変動する経費 （メータ検針や料金収納等の費用）	基本料金
	固定費	使用水量によらず固定でかかる経費 （下水道設備の維持管理費等） ※基本料金と従量料金に分配する	
	変動費	使用水量によって変動する経費 （流域下水道運営負担金や浄化施設の電気代等）	従量料金

改定の方針

要約：検討事項を踏まえて、料金改定の時期、回数に対する今後の方針を提示。

案①料金改定時期は経営戦略の予定通りとし、検討する事項を限定する。

案②各事項の検討期間を確保するため、改定時期を予定より遅らせる。

案③料金改定の回数を１回に減らす。検討する事項も限定する。

改定の方針について

今回の審議会では、料金改定の時期、回数の方針について検討いただきたい。また、今回提示する料金改定率は、時期、回数を比較するための試算値であることに注意されたい。実際の改定率は、次回審議会で複数パターンを示して検討する

●改定の時期、検討事項について
経営戦略では、水道は令和10年度、下水道は令和11年度に1回目の料金改定を見込んでいる。この予定に従い、広報期間に1年を確保すると、議会上程は令和9年9月議会が望ましい（上下水道とも同時に上程を想定）。令和9年9月議会に上程するには、今年度の審議会で全ての検討事項を審議しなければならないが、検討事項の量から現実的でないと考える。

→改定時期を遅らせるか、検討事項を最少限にする必要がある。

●改定の回数について
経営戦略では、水道、下水道とも令和17年度までに3段階の料金改定を見込んでいるが、改定の回数が増加すれば、それだけ事務手続きと広報・周知の手間が増える。

→改定回数を減らす方針も検討したい。

方針案

料金改定時期、検討事項の内容、改定回数を考慮し、以下の3つの改定方針案を提示する。

方針案①「改定時期、回数ともに変えない方針」
　経営戦略で示した改定時期、改定回数とも変更しない。その代わり1回目の料金改定では、検討事項は最少限とする。その後、2回目の改定に向けて、令和9～11年度にかけて改めて検討を行う。

方針案②「料金改定時期を遅らせ、回数を2回に変える方針」
　検討期間を確保するため、料金改定時期を1年ずつ遅らせる。3度目の改定時期は計画期間である令和17年度を超えて、令和18年度にずれ込むため、回数も2回に減らす。

方針案③「令和11年度に1回だけ改定する（改定回数を減らす）方針」
　料金改定を令和11年度の1度のみとする。そして料金改定に向けて、令和8年度中に最少限の検討を行っていく。

方針案①「改定時期、回数を変えない」

予定スケジュール

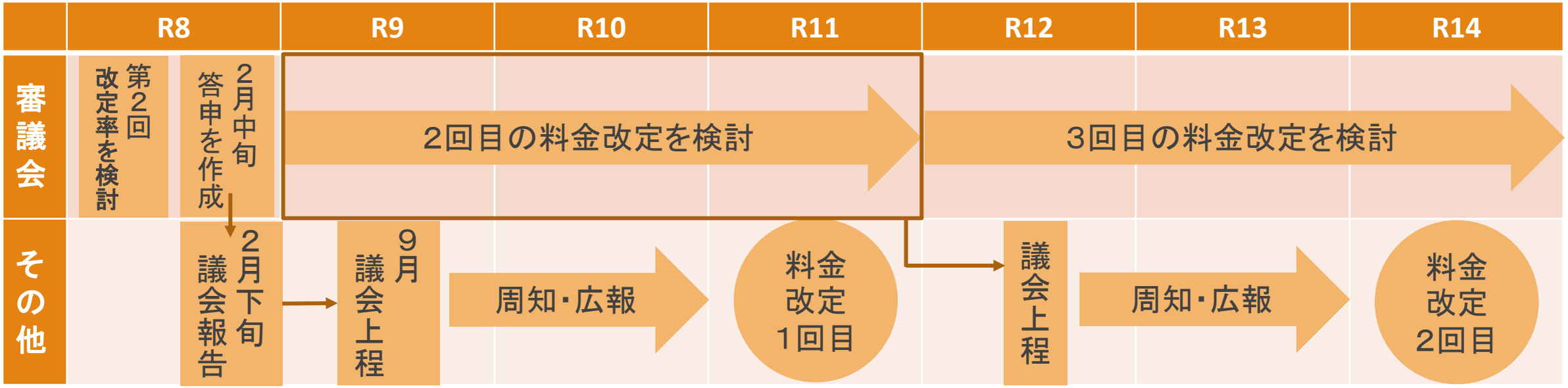

改定率は、1回あたり公共・農集とも+7.2%ずつ、累計+23.2%が最低限必要。

経常収支比率	内部留保資金	経費回収率
毎年度100%以上	令和17年度末で 公共10.9億円/農集0.3億円	令和17年度末で 公共100.2%/農集57.8%

方針案②「時期を1年遅らせ、回数を2回に減らす」

予定スケジュール

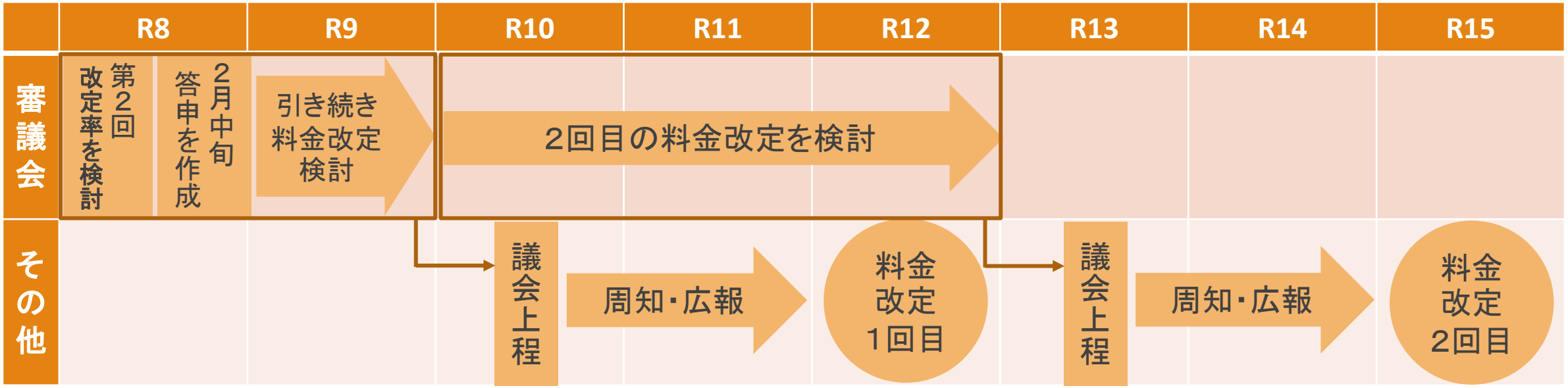

改定率は、1回あたり公共・農集とも+11.1%ずつ、累計+23.4%が最低限必要。

経常収支比率	内部留保資金	経費回収率
毎年度100%以上	令和17年度末で 公共12.7億円/農集0.3億円	令和17年度末で 公共 100.1%/農集58.0%

※仮に目標達成がR18にずれることを許容し3度改定する場合、1回あたり最低限+7.7%ずつ、累計+24.9%改定必要。

方針案③「改定回数を１回に減らす」

予定スケジュール

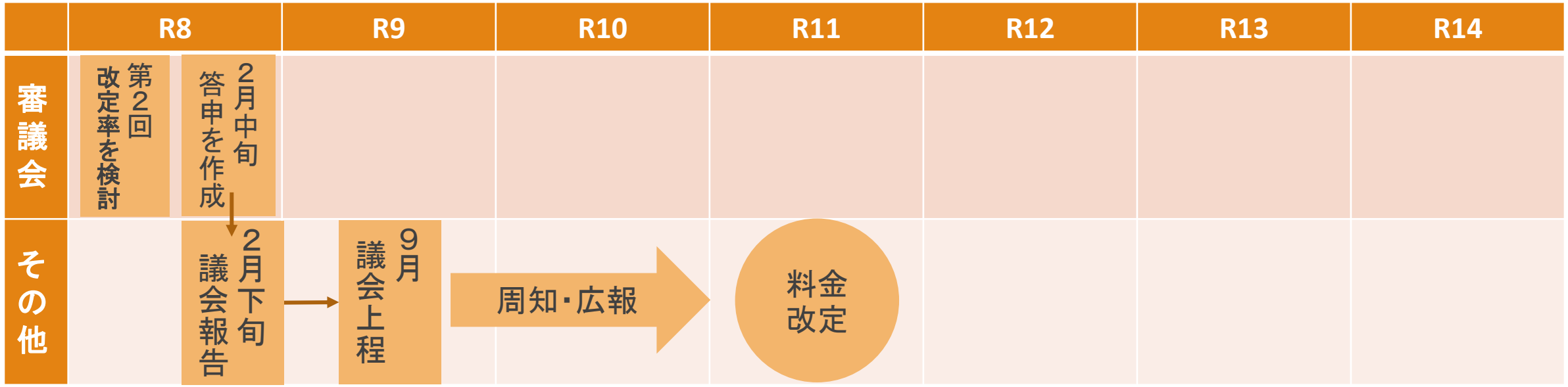

改定率は令和11年度に公共・農集とも+23.0%が最低限必要。

経常収支比率	内部留保資金	経費回収率
毎年度100%以上	令和17年度末で 公共17.7億円/農集0.4億円	令和17年度末で 公共100.0%/農集57.8%

方針案比較

財政目標の達成状況を比較。また、使用者の負担増加について、料金改定が無かった場合のR8～17年度の10年間と比較した増加率を算定している。

	改定率 改定時期	経常収支比率		内部留保資金			経費回収率		
			達成	公共	農集	達成	公共	農集	達成
目標	―	毎年度100%以上	―	9.5億	0.2億	―	100.0%	50.8%	―
改定なし	―	R17年度：97.8%	×	4.9億	0.2億	△	81.3%	47.0%	×
方針①	R11：+7.2% R14：+7.2% R17：+7.2%	毎年度100%以上	○	10.9億	0.3億	○	100.2%	57.8%	○
方針②	R12：+11.1% R15：+11.1%	毎年度100%以上	○	12.7億	0.3億	○	100.1%	58.0%	○
方針③	R11：+23.0%	毎年度100%以上	○	17.7億	0.4億	○	100.0%	57.8%	○

※料金改定率は全て、現時点で最低限必要な水準。料率の詳細な検討は次回審議会とする。

方針案比較

1カ月20m3使用する場合の負担比較（公共下水道（沖島以外）分）

	改定率 改定時期	初回改定後 料金	改定なし との比較	R17時点 料金	改定なし との比較	R8～17間料金 累計増加率
改定なし	―	2,855円	―	2,855円	―	0.00%
方針①	R11：+7.2% R14：+7.2% R17：+7.2%	3,061円	+206円	3,517円	+662円	+8.95%
方針②	R12：+11.1% R15：+11.1%	3,172円	+317円	3,524円	+669円	+10.36%
方針③	R11：+23.0%	3,512円	+657円	3,512円	+657円	+16.10%

方針案比較

	改定率 改定時期	メリット	デメリット
改定なし	―	―	いずれの財政目標も達成できず、下水道運営を維持できない。
方針①	R11：+7.2% R14：+7.2% R17：+7.2%	段階的な改定により市民負担の急激な増加を避けられる。	改定3度のため、条例改正、議会対応、広報周知、経費負担等が3度分かかる。
方針②	R12：+11.1% R15：+11.1%	段階的な改定により、改定1度の場合より急激な負担増加を避けられる。 改定遅らせるため、検討期間を確保できる。	改定2度のため、条例改正、議会対応、広報周知、経費負担等が2度分かかる。 改定3度に比べて市民負担の増加は大きい。
方針③	R11：+23.0%	改定1度のため、条例改正、議会対応、広報周知、経費負担等が軽減される。 資金の留保額が大きく増加する。	段階改定に比べて市民負担は一挙に増加する。また、早期に改定されるため、累計の市民負担も大きく増加する。

参考：方針毎の料金の上がり方の違い

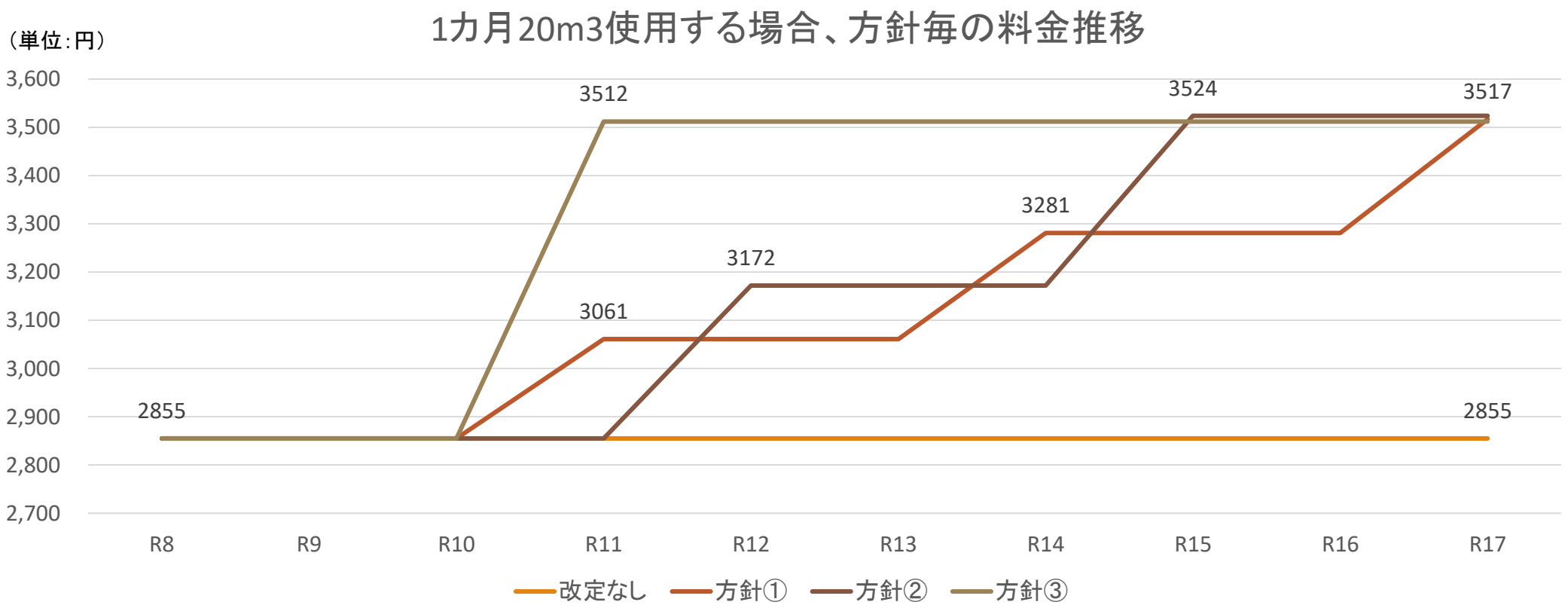

参考：上下水道の各方針を組み合わせた時の料金改定時期

方針		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
上水	下水										
①	①			上水改定	下水改定		上水改定	下水改定		上水改定	下水改定
①	②			上水改定		下水改定	上水改定		下水改定	上水改定	
①	③			上水改定	下水改定		上水改定			上水改定	
②	①				上水改定 下水改定			上水改定 下水改定			上水改定 下水改定
②	②				上水改定	下水改定		上水改定	下水改定		上水改定
②	③				上水改定 下水改定			上水改定			上水改定
③	①			上水改定	下水改定			下水改定			下水改定
③	②			上水改定		下水改定			下水改定		
③	③			上水改定	下水改定						